

次号予告
地域医療を守るために
市立病院の取組み

6月1日から「印鑑登録証明書」発行時に本人確認を行います

現在、戸籍謄・抄本や住民票の写しなどの各種証明書発行の際には、本人確認書類の提示が義務付けられています。

6月1日から、「印鑑登録証明書」発行の際にも、印鑑登録証(赤色の手帳)を持参した人の本人確認を行いますので、次の書類の提出をお願いします。

▼1点で確認できるもの

運転免許証、住民基本台帳カード(顔写真付き)、パスポートなど官公署発行の顔写真付きの証明書

▼2点で確認できるもの

健康保険証、年金手帳・証書、介護保険証、各種医療受給者証など官公署発行の証明書

☎ 総合窓口センター ☎ 63-7440

歯周疾患の早期発見・予防のために「歯周疾患検診」を受診しよう

歯周疾患は自覚症状が少なく、進行してから異常に気づくことが多くあります。また、一度治療しても再発することも多いのです。

市では、40歳、50歳、60歳、70歳の節目年齢の人を対象に歯周疾患検診を実施します(検診受診券は4月下旬に発送します)。

検診実施期間 5月1日(火)～10月31日(水)

年齢	生年月日
40歳	昭和47年4月1日～昭和48年3月31日
50歳	昭和37年4月1日～昭和38年3月31日
60歳	昭和27年4月1日～昭和28年3月31日
70歳	昭和17年4月1日～昭和18年3月31日

☎ 健康支援室 ☎ 63-6970

保健センター(朝日町)の親子すくすく行事

☎ 健康支援室 ☎ 63-6970

1歳6か月児健診	3歳6か月児健診
● 22年10月生 5月8日(火)・15日(火)	● 20年11月生 5月22日(火)・29日(火)
● 22年11月生 6月5日(火)・12日(火)	● 20年12月生 6月19日(火)・26日(火)

生後9ヵ月からの離乳食教室
5月2日(火) 午後2時～3時30分 ※要予約
★ 乳幼児健康相談(同日 午前9時30分～11時受付)

名張市防災講演会 「釜石の奇跡」から災害時の行動を学ぶ

防災トピック

名張市防災講演会が、3月27日、アドバンスオーブADSホールで開催され、約600人が参加しました。講師は、岩手県釜石市の小・中学校で防災教育を推進している群馬大学大学院教授の片田敏孝さん。津波襲来時、学校管理下にあった子どもたちが全員無事であった「釜石の奇跡」とおしる災害時の行動などについて講演されました。



講演内容

今回の東日本大震災では「防災の想定」とらわれすぎたことが大きな災害をもたらしたのではないのでしょうか。

釜石市では、行政が災害想定に基づいて防潮堤などを整備したことで、住民が安心し、防災に対する意識が低下していました。わたしが防災教育を始める前、釜石市の子どもたちに「津波がきたら逃げますか」と質問すると、迷うことなく「逃げない」と答えました。この意識は、周りの大人たちが植え付けたものでした。

釜石市の子どもたちには、知識を教えるのではなく、災害にどのように向き合い行動するのかという「主体的な姿勢の防災教育」を行い、次のような「避難3原則」を伝えてきました。

■想定にとらわれない ハザードマップの浸水想定区域など、行政が想定する災害を超える災害が当然あると思わなければなりません。

釜石市では、津波浸水想定区域の外側で多くの人が死亡しました。

■最善をつくす 「ここまでくれば大丈夫だろう」ではなく、そのときできる最善の対応行動をとるといことです。

■率先避難者になる 非常事態時、人は避難するという意思決定ができなくなります。まずは自分が避難することで、その姿を見た他の人も避難し、結果的に多くの人を救うことが可能になります。

「災害であぶなくなったら、行政が避難勧告を出してくれる」と自分の命を守ることに主体性を持たない。そして「避難勧告が出てもたぶん大丈夫だから逃げない」という大人が、子どもたちに「逃げる」ということを教えられないはずがありません。自然は何が起きるか分からないと思っていなければなりません。そして、時には、謙虚に逃げなければならないのです。

賃貸住宅の退去時に伴う原状回復に関するトラブル 市役所1階総合窓口センターにご相談ください!

アパート、マンションなどの賃貸住宅へ入居する際には、賃貸借契約に基づき、敷金や保証金を求められる場合があります。これらのお金は、賃貸住宅から退去した後、家主が滞納家賃や原状回復費用(賃貸住宅の修繕費など)を差し引き、残額を借主に返還すべきものと考えられています。

しかし、現実には、賃貸住宅を退去した後、家主が敷金や保証金の精算に応じない、敷金や保証金を超える高額な原状回復費用を請求する、などのトラブルが発生しています。

■トラブルを回避するために

①退去時には、できる限り家主、管理会社、仲介業者など(以下、家主側)の立ち会い

の下で部屋の現状を確認する。

- ②退去時に示された原状回復費用の内訳について、家主側に十分な説明を求める。
- ③複数の業者から見積りを提示してもらおう、家主側に要求する。
- ④家主側との話し合いによる解決が難しい場合、民事調停や少額訴訟などの手続きをとることも含めて、市役所1階総合窓口センターへ相談してください。

総合窓口センター 情報相談コーナー(市役所1階)

相談日時 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

※ 祝日、休日、年末年始を除く

☎ 総合窓口センター ☎ 63-7416

広告

広告

新屋根材「ROOGA」ショップ

太陽光発電システム
雨漏り修理から葺き替えまで
屋根に関するあらゆる相談
外装リフォーム全般OK

見積り点検 無料! 実績と信頼ワンランク上の安心

かわら しょう
免勝
〒518-0752 名張市蔵持町原出581番地
電話 (0595) 61-2204
FAX (0595) 62-0250
E-mail katsuyoshi@kawarasho.jp
http://www.kawarasho.jp
一級建築士 生産専攻建築士 岩見勝由

公共下水道・集落排水への切替工事 水廻りから、暮らしをもっと快適に

三重県知事許可(管工事業・建築工事業)
名張市指定工事店
TEL: 63-2525

〒518-0734 名張市黒田1414-2

見積り無料! お気軽にご相談ください



バリアフリー・耐震補強など、リフォーム工事も請け賜ります